

資料 3

平成 29 年 2 月 10 日（金）

第 2 回佐倉市子育て支援推進委員会

○佐倉市子育て支援推進委員会条例

平成15年12月26日条例第47号

改正

平成17年 3 月24日条例第11号

平成25年 3 月29日条例第15号

平成25年10月 1 日横書き施行

平成25年10月 1 日条例第36号

佐倉市子育て支援推進委員会条例

（設置）

第 1 条 市における子育て支援の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の 4 第 3 項の規定により佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、子育て支援の推進に関し必要な事項を調査し、審議するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員21人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医師又は歯科医師
- （3） 民生委員・児童委員
- （4） 主任児童委員
- （5） 保育園の園長
- （6） 幼稚園の園長
- （7） 小学校又は中学校の校長
- （8） 保育園、幼稚園、小学校又は中学校に在籍する者の保護者
- （9） 市民

(10) 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和54年佐倉市条例第12号）に規定する佐倉市立児童センター又は佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成3年佐倉市条例第28号）に規定する佐倉市立学童保育所の施設長

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成17年3月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、公布の日には佐倉市条例の左横書き化等に関する条例（平成25年佐倉市条例第26号）の例により、左横書きに改めるものとする。

○佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則

平成16年2月13日規則第4号

改正

平成25年10月1日横書き施行

平成25年10月3日規則第41号

佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市子育て支援推進委員会条例（平成15年佐倉市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 条例第3条に規定する佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号に定める者 3人以内
- (2) 条例第3条第2号に定める者 2人以内
- (3) 条例第3条第3号に定める者 2人以内
- (4) 条例第3条第4号に定める者 1人
- (5) 条例第3条第5号に定める者 2人以内
- (6) 条例第3条第6号に定める者 2人以内
- (7) 条例第3条第7号に定める者 2人以内
- (8) 条例第3条第8号に定める者 4人以内
- (9) 条例第3条第9号に定める者 2人以内
- (10) 条例第3条第10号に定める者 1人

(専門部会)

第3条 委員会は、専門的事項に関する調査研究のため、委員会の会議の決定により専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会の部会員は、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。

- 4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 7 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月3日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。